

## 令和4年度行田市人権教育合同学習講演会 「幸せ方程式」～昔の生き方はもう通用しない～

- ▶日時 12月3日(土)午後1時30分～3時20分(午後1時開場)
- ▶場所 「みらい」文化ホール
- ▶講師 ふるいちのりとし 古市憲寿さん(社会学者)
- ▶対象 市内在住・在勤の方
- ▶定員 500人(入場整理券が必要)
- ▶入場料 無料
- ▶主催 行田市、行田市教育委員会、行田市人権教育推進協議会、行田市PTA連合会、熊谷・秩父人権啓発活動地域ネットワーク協議会、熊谷人権擁護委員協議会行田部会、北埼玉地区人権教育推進協議会



古市 憲寿 さん

- ▶その他
  - ・手話通訳を行います。
  - ・当日、市内の小・中学生が描いた人権ポスター展を同時開催します。
  - ・講演の録音や動画撮影などをご遠慮ください。
  - ・講演会参加中のひととき保育(2歳以上の未就学児が対象・無料)を希望される場合は、11月24日(木)までに申し込みください。
- ▶申し込み 11月14日(月)～12月2日(金)に生涯学習スポーツ課で入場整理券配布(1人2枚まで)※なくなり次第終了
- ▶問い合わせ 同課人権教育推進グループ ☎556-8319

## 11月は児童虐待防止推進月間です

虐待によって子供たちが傷つく悲しい事件がたびたび起きています。子どもへの虐待は、子育ての中で「いつでも」「どんな家庭にも」起こり得る問題であり、虐待から子どもを守るには、早期発見、早期対応が大切です。

### 児童虐待とは

子どもの心や体を傷付け、健やかな成長、発達を損なう次のような行為です。

#### 心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだい間の差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV)、心理的に影響を与える、などの行為。

#### 養育怠慢(ネグレクト)

子どもを家に閉じこめる、食事を与えない、風呂に入れない、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置する、などの行為。

#### 身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなどの行為。また、不自然な傷やあざが児童にあるなど。

#### 性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする、などの行為。

### みんなで防ぐ児童虐待

子育てをめぐる家庭環境などの変化により、親が孤立して子育てに自信をなくしたり、不安や悩みなどから虐待へと発展したりするケースが増えていきます。子育ての不安に苦しむ親に対して、専門機関や近隣の人たちが協力し合いながら援助の手を差し伸べることが大切です。

### 一人で悩まず相談を

相談者の秘密は守られますので、次のような場合は迷わず相談してください。

- ・自分の子育てに悩みや不安がある
- ・虐待に気付いた、または虐待を疑われるような子どもを発見した

#### ▶相談先

- ・児童相談所全国共通ダイヤル「189(イチハヤク)」※児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号
- ・熊谷児童相談所 ☎521-4152

▶問い合わせ 子ども家庭総合支援拠点(保健センター内) ☎556-2011または健康づくり課 ☎553-0053

## 石井市長がご長寿の方々を表敬訪問しました

令和4年度に100歳を迎えられる33人の皆さんの中から、7人の方を石井市長が表敬訪問しました。国から預かった内閣総理大臣の祝い状および銀杯と共に、市からの記念品をお届けし、長寿を祝福しました。

▶問い合わせ 高齢者福祉課高齢福祉グループ(内線225)



須永 シモ子 さん



羽山 清太郎 さん



左から 古屋 三津枝 さん 矢澤 千八子 さん 小牧 治子 さん  
宮原 操 さん 石井 マサ子 さん

## 「誰かを支えるあなたも支える。」 11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話や援助をしている方で、そのうち18歳未満の方をヤングケアラーと呼びます。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりつつあります。一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況となっています。ケアラーが孤立することのないように、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていくことが必要です。

県では11月を「ケアラー月間」と定め、各種支援の取り組みを行います。詳しくは、右の二次元コードを読み取り、県ホームページをご覧ください。

なお、本市では主に次の窓口でケアラーに関する相談を受け付けています。



相談内容	問い合わせ
全般	地域共生社会推進室(内線354)
生活支援に関する相談	福祉課(内線288)
心身の健康に関する相談	健康づくり課 ☎553-0053
ヤングケアラーの相談	教育指導課 ☎556-8316または教育支援センター ☎556-6458

※ケア対象の方の状態などにより、別の窓口をご案内する場合があります。

## 新入学児童生徒学用品費を 入学前に支給します

令和5年4月に市内小・中学校に入学されるお子さんがいる家庭で、経済的に困りの保護者に就学援助の新入学児童生徒学用品費を入学前に支給します。

#### ▶対象

- ・令和5年1月1日現在で市内に居住している方
- ・児童扶養手当を受給している世帯または令和3年中の所得が「準要保護」の基準に該当する世帯

▶申請方法 「行田市就学援助費支給申請書」に必要書類を添えて教育総務課まで提出してください。

※中学校入学予定の小学6年生のうち、すでに就学援助の支給を受けている方は申請不要

#### ▶提出期限

- 【第1次締切日】12月28日(水)(必着)
- ※令和5年2月支給
- 【第2次締切日】令和5年3月31日(金)(必着)
- ※令和5年5月支給

▶問い合わせ 同課 ☎556-8311